

（仮称）新宿区手話言語及び障害者の多様な意思疎通の 促進に関する条例の制定に向けたパブリック・コメント ～皆様のご意見をお寄せください～

新宿区では、手話が言語であることの理解の促進及び障害者の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進を図るため、（仮称）新宿区手話言語及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例を制定する予定です。

この条例の骨子（案）につきまして、下記のとおり、パブリック・コメントを実施し、広く区民の皆様からのご意見を募集します。

ご意見に対する区の考え方は、新宿区ホームページで後日公表します。

【条例制定に向けた区の基本的な考え方】

手話は、ろう者にとって日常生活や社会生活を送る上で、必要不可欠な言語であることを深く認識し、その理解の普及に努めていかなければなりません。

また、障害には様々な特性があり、手話を含め意思疎通手段は多様にあり、障害者が地域で安心して暮らすことができるようにするためには、障害者が自由に情報の取得や意思疎通のための手段を選択することができる環境づくりを進めることが重要です。

区は障害者のコミュニケーションの充実を図り、障害の有無にかかわらず誰もが互いに人格と個性を尊重し合いながらいきいきと暮らし続けられる共生社会の実現を目指し、（仮称）新宿区手話言語及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例の制定を進めています。

【意見募集期間】

令和2年2月15日（土）から令和2年3月16日（月）まで【必着】

【資料の閲覧及び配付場所等】

障害者福祉課、区政情報課、区政情報センター、特別出張所、

中央図書館・他区立図書館9館、

障害者福祉センター・他区立障害者施設5所、

視覚障害者・聴覚障害者交流コーナー、新宿区のホームページ

※下線の施設では条例骨子案の点字版及び音声版を用意しています。

【ご意見を提出できる方】

- ① 区内に住所のある方
- ② 区内に事務所又は事業所がある方（法人、団体も可）
- ③ 区内の事務所又は事業所に勤務する方
- ④ 区内の学校に在学する方
- ⑤ その他条例に直接的な利害関係があると認められる方

【説明会の実施】

- ① 日時 令和2年2月20日（木）14時から
場所 区立障害者福祉センター会議室
- ② 日時 令和2年2月25日（火）18時30分から
場所 新宿区役所本庁舎地下1階11会議室
※19時以降は夜間通用口からお入りください。

【提出方法】

- ① 郵送
- ② ファックス
- ③ 持参（障害者福祉課窓口での受付となります。閉庁時間及び土日祝日を除きます。）
- ④ 区民意見システム（新宿区ホームページからお寄せください。）

【提出先】

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区役所本庁舎2階
新宿区福祉部障害者福祉課福祉推進係
電話 03-3209-1111（内線 3431～3434） F A X 03-3209-3441

【添付資料】

- ① （仮称）新宿区手話言語及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例の骨子（案）
- ② （仮称）新宿区手話言語及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例の骨子（案）カラー版
- ③ 意見用紙

【その他】

ご意見を提出する際は必ず、氏名、住所等をご記入ください。なお、ご意見に対する区の考え方を公表する際には、氏名等、個人が特定できる情報は公開いたしません。